

同性カップルの宣誓証明書

枚方市と交野市で相互利用可能に

LGBTなど性的少数者のカップルを自治体が公認する「パートナーシップ制度」を導入した自治体が今年4月

に100を超え、総人口の3分の1（自治体にパートナーシップを求めると調査）をカバーする広がりを見せている。この制度は2015年、東京都渋谷区と世田谷区で開始、婚姻と同等の法律上の効果を証明するものではないが、性的少数者や同性カップルをパブリックな存在とする画期的なもの。枚方市は2019年4月1日、交野市は同年11月22日から「パート

ナーシップ宣誓制度」を導入した。3月31日現在、枚方市15組、交野市では1組が制度を利用してはいる。

今年4月1日、両市は協定を結び、同制度の相互利用を開始。これにより宣誓済みのカップルが2市間で転居する場合、必要な手続きを行うと、転居前の自治体で交付された宣誓書受領書を継続して使えるようになり、利用者の手続きと精神的な負担が軽減される。両市の担当者は「同じ取り組みが広がることで性的マイノリ

ティの方が暮らしやすい社会になれば」と期待する。自治体間で相互利用をしているのは、全国で福岡市・北九州市・熊本市の3市間、横須賀市・鎌倉市・逗子市の3市間などで、府内初となる。

性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きていける社会の実現をめざす「パートナーシップ制度」は、地方から国を変えて行くこうというムーブメントとなっている。

【問】枚方市人権政策室
072・841・1424
交野市人権と暮らしの相談課
072・817・0997

ンナーシップ制度」を

ンナーシップ制度」を

ンナーシップ制度」を